

00793

鳥取縣公報

昭和二十三年八月二十七日

第十九百三十八號 金曜日

本書ノ六キサハ國定圖書

◆鳥取縣告示第三百九十五號

した。昭和二十一年十一月二十九日鳥取縣告示第四百九

十三号は之を廢止する。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛治

記

氏名

生年月日

住所

職業

業

経

歴

鈴木 義一

大正 六、一一、二〇

氣高郡湖山村

会社員

山崎 久雄

明治三九、九、一一

岩美郡米里村字中大路中國配電鳥取支店事務員

青年学校教員、労働委員

浅沼 喜実

同 三九、一、二九

鳥取市川下町

日本海文海協会主事会社員 労働委員

入澤武右工門

大正 二、一、一二

東伯郡西郷村

振興工業伯耆工場社員 弁護士

織田 正三

同 三、二、八

米子市東倉吉町七〇

山日編集局次長兼報道部長

池澤 常一

同 二、六、二九

氣高郡實木村

鳥取郵便局庶務課主事 現労働委員

寺田 猛男

明治四五、

一、二

鳥取市文好町

興亞工業(株)工員 現労働委員

生田 虎藏

同 三六、七、二五

東伯郡上北條村

振興工業(株)伯耆工場 現労働委員

寺田

猛男

明治四五、

一、二

大坂市延原製作所勤務

現労働委員

00794

松田 勝三 同 四〇、三、一九 米子市加茂町一丁目 米子市役所主事

高橋要三郎 同 二八、一一、七 同市久米町

日曹米子製鋼統計及原價
計算員

上海安部洋川勤務、櫻材木農
加工業經營、產業組合伯耆農

美倉庫勤務、現労働委員

足立 益二 同 三九、一、一八 烏取市東品治町

山根 源平 同 二七、四、一五 烏取市西町

鳥取縣貨物自動車（株）
社長

鳥取自動車運輸有限会社々長、
鳥取自動車運輸事業組合伯耆農

山根 儀保 同 二五、三、五 東伯郡倉吉町

加藤 章 同 三五、一一、二七 米子市明治町

鳥取郵便局長
倉吉織維工業所長

同

關根 松夫 同 四一、一、二一 同市錦町一丁目

巴工業（株）取締役
米子自動車工業有限会社
取締役社長

米子合同運送（株）常任監查
役同商工会議所議員、有限会
社米子自動車商會取締役、現
鳥取縣商工經濟會議員、伯耆農

大嶋 廣正 同 二九、四、二二 東伯郡上北條村

東伯郡上北條村々長
東伯郡上北條村

米子市加茂町
貿易商市川商會代表者、三昌
産業（株）取締役、米子商工
會議所理事、現労働委員

青戸 戰午 同 三〇、六、三〇 米子市加茂町

弁護士
鳥取一高長

米子市加茂町
松江地方裁判所判事、市會議
員、同議長、同參事、現労

徳永 長岡 同 三三、一二、二四 八頭郡用ヶ瀬町

弁護士
鳥取一高長

八頭郡用ヶ瀬町
鳥取縣農業会技師、同參事、現
労働委員

君野 順三 同 一六、一〇、一三 烏取市西町

弁護士
現労働委員

烏取市西町
鳥取縣農業会技師、同參事、現
労働委員

大橋 利雄 同 四五、七、八 同駄經寺

自動車卸商
倉吉方政事務所長

米子市道笑町三丁目
米子監理部機関士

門澤喜四郎 同 三四、八、五 米子市西町一〇〇

米子造船專務
地方委事務局長

米子造船專務
地方委事務局長

山崎 季治 同 三七、一二、一七 烏取市西町

廣島高等檢察廳檢事
小學校長

廣島高等檢察廳檢事
小學校長

谷口惠五郎 同 二五、八、二五 烏取市大覺寺三三三

同幹事
日ノ丸自動車囑託

同幹事
日ノ丸自動車囑託

00795

◆鳥取縣告示第三百九十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物建築の件を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

一 同 構造 木造 瓦葺 平家建
一 同 規模 建築面積 五二、六二九平方米

突出する部分二二、六一〇同

一 許可條件

一、この建築物の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

一 建築主の住所氏名 米子市丸町三丁目一一番地

一 同 用途 住宅

岩坂次郎

一 建築物の位置 米子市久米町三番地

届出すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第三百九十七號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物建築の件を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築物の位置	鳥取市吉方四区植垣ちか方
建築主の住所氏名	鳥取市吉方四区植垣ちか方
同 構造	木造 杉皮葺 平家建
同 用途	店舗
同 規模	建築面積 八、九六平方米 突出する部分六、八六同
許可條件	

建築物の位置	米子市中町二十一番地
建築主の住所氏名	米子市長 野坂 實治
同 構造	竹 田 操
同 用途	店舗
同 規模	建築面積 八、九六平方米 突出する部分六、八六同
許可條件	

◆鳥取縣告示第三百九十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定に依り次の様に仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築物の位置	米子市中町二十一番地
建築主の住所氏名	米子市長 野坂 實治
同 構造	竹 田 操
同 用途	店舗
同 規模	建築面積 八、九六平方米 突出する部分六、八六同
許可條件	

◆鳥取縣告示第四百一號

より八頭郡西郷村長並に同村々会議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する

昭和二十三年八月二十七日

一、昭和二十三年八月二十八日より
同 九月一日まで

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百二號

助産婦名簿に次の者を登録した

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡町松ヶ枝町八番地
現住所及び開業地 同右

昭和二十三年八月十七日第一、三〇〇号

大正十四年八月三十一日生

◆鳥取縣告示第三百九十九號

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定に

第十九條五十八號

昭和二十三年八月二十七日

(第三種郵便物認可)

五

00798

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 烏取市立川町四丁目一六番地

前住所及び開業地 同北本寺町三番地

現住所及び開業地 同立川町五丁目一七五番地

昭和二十三年七月二十五日住所及び開業地変更

により助産婦名簿訂正方願出たので同年八月十

七日訂正

増 田 清 子

大正十年八月二十八日生

大正八年四月二十日生

久 恵

◇鳥取縣告示第四百二號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一番地

前住所及び開業地 西伯郡淀江町長町

現住所及び開業地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一番地

昭和二十三年八月二十日住所及び開業地変更に

◇鳥取縣告示第四百三號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における石油配給
公園又は石油販売業者が石油を販売する場合の加算額を
次のように指定し昭和二十二年十月鳥取縣告示第四百七
十八号(石油販売業者が石油を販売する場合の加算額指
定の件)はこれを廢止する

00799

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年六月二十三日附物價府告示第三百三十六号

中第二項(イ)により石油の統制額に加算することができる

額

(イ) 陸上八秆以内の需要者に持届の場合

石油配給公園又は石油販売業者が持届販売する場合

ドラム罐(一八〇立なし)一本、一五〇圓〇〇以内

半固体機械油中味 一八立罐 一個 一七、五〇以内

一八立罐 一個 一五、〇〇以内

半固体機械油中味 一八立罐 一、二〇以内

一八立罐 一、〇〇以内

但し八秆以上は四秆(四秆に満たない端数は四秆に
切上げる)をこえる毎に一〇立又は一〇粍につき更

(同) 石油配給公園又は石油販売業者所在地港内海上船

舶に対し配給船により配給する場合

(海上八秆以内の需要者に持届の場合)

◇鳥取縣告示第四百四號

撒 一八立につき

八、七五以内

但し八秆以上は二秆(二秆に満たない端数は二秆に
切上げる)をこえる毎に一〇立又は一〇粍につき更

に金貳円五拾錢を加算することができる

(海上八秆以内の需要者に持届の場合)

東伯、氣高地方事務所管内において縣稅検査並びに縣

稅滯納者財產差押証票を次のように交付並びに返納した

昭和二十三年八月二十七日

山 本 と し 子

大正十五年十一月十五日生

本籍地 東伯郡北谷村大字河内四五二番地

前住所及び開業地 同右

昭和二十三年八月十六日住所及び開業地変更に

より助産婦名簿訂正方願出たので同年八月二十

四日訂正

大正八年四月二十日生

久 恵

◇鳥取縣告示第四百二號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡北谷村大字今西一一〇番地

前住所及び開業地 同右

昭和二十三年八月十六日住所及び開業地変更に

より助産婦名簿訂正方願出たので同年八月二十

四日訂正

大正八年四月二十日生

久 恵

◇鳥取縣告示第四百三號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡北谷村大字今西一一〇番地

前住所及び開業地 同右

昭和二十三年八月十六日住所及び開業地変更に

より助産婦名簿訂正方願出たので同年八月二十

四日訂正

大正八年四月二十日生

久 恵

◇鳥取縣告示第四百四號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡北谷村大字今西一一〇番地

前住所及び開業地 同右

昭和二十三年八月十六日住所及び開業地変更に

より助産婦名簿訂正方願出たので同年八月二十

四日訂正

大正八年四月二十日生

久 恵

但し八秆以上は二秆(二秆に満たない端数は二秆に
切上げる)をこえる毎に一〇立又は一〇粍につき更

に金貳円五拾錢を加算することができる

(海上八秆以内の需要者に持届の場合)

東伯、氣高地方事務所管内において縣稅檢査並びに縣

稅滯納者財產差押証票を次のように交付並びに返納した

昭和二十三年八月二十七日

00800

◆鳥取縣告示第四百七號

飼料配給規則第十七條による指定飼料生産業者は左の通りとする。

病名	頭數	畜類	發病月日	決定月日	發生地	鳥取縣知事	西尾愛治
炭疽	一	馬	八月七日	八月十一日	東伯郡成美村	農林省鳥取縣 畜牧場	

00801

認可月日

登録番号

住
居
文
化

商号氏名

認可月日	登録番号	住所	商号	氏名
昭二十三、六、四	鳥取四一八一	米子市角盤町三ノ三〇	松本榨油工場	
同	同 四一八二	西伯郡巖村大字牧屋二九二一	昭和物産株式会社	
二三、七、一五	四二五九	日野郡江尾町大字江尾一〇〇一	江尾製油所	
二三、六、一五	五四	西伯郡巖村上牧屋四八	日本通運飼料工場	伯耆大山作業場
同	五五	東伯郡小鷲村大字岡田二二ノ一	島取縣農業会農產化工倉吉工場	
同	五六	鳥取市行徳一一	君司興産株式会社	
同	五七	八頭郡若櫻町大石一二八〇	若櫻食粉製造所	
同	五八	西伯郡大篠津村一六一六	新興飼料大篠津工場	
同	五九	米子市角盤町四ノ六〇	笠井葛工業所	
二三、八、一四	二九〇	西伯郡御來屋町一五六	明治農產工業株式会社	
二九一	東伯郡赤崎町大字赤崎柏谷一八四〇	鳥取縣開拓自興会赤崎農產工業		

◆鳥取縣告示第四百八號

指定飼料生産業者公示に関する件

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事

四

四

愛

卷

区分	鳥取縣知事
番号	西尾愛治
返付年月日	西尾愛治
所屬庁名	西尾愛治
職名	西尾愛治
氏名	西尾愛治

◆鳥取縣告示第四百五號

登録年月日

鳥取縣

指定飼料
營業の種類

營業品目

營業所所在地

商 号 及 氏 名

昭和二十三年六月三十日

同

生産業
麩、米糠

同吉方

中島利春

同

麥糠、米糠
麩、マイロ糠

同東品治町一九一

中島長太郎

同

00803

00802

00804

3021

00805

aureo

同 同

同法勝寺村
同阿毘緣村

同五千石村福市

遠藤雅男
深田武雄

105
106

107
108

109
110

111
112

113
114

115
116

117
118

119
120

121
122

123
124

125
126

127
128

129
130

131
132

133
134

135
136

137
138

139
140

同道笑町
同

西村時治

同多里村

平木徳藏

同誠訪

山上生產株式会社

山城欽一

鳥取酒造有限会社

鳥取市行徳二番地

中川酒造合名会社

同立川町三十丁目

高田光治

八頭郡賀茂村井古

瀧田喜孝

同船岡村船岡

森田林太郎

同安部村安井

尾崎喜衛

同若櫻町若櫻

太田義太郎

同河原町河原

萩原央治

同八上村曳田

河田一

同智頭町智頭

八上酒造株式会社

氣高郡青谷町青谷

南條行造

西本庄太郎

高田美次郎

同日置谷村大坪

山根愛治

同松崎村

福羅義夫

同小鴨村中河原

中井憲一

同由良町由良

遠藤元之助

同大谷

東伯酒造有限会社

同赤崎町赤崎

大谷健藏

米子市久米町

江原宗軌

同八橋町八橋

益尾兵衛

同蒲安町金市

士井保三

同道笑町

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

益尾兵衛

合名会社稻田本店

士井保三

同

米子酒造有限会社

同

原 藤一郎

酒林有造

00810

-0.0801

00811

00814

同 同 217 同 米穀、麥穀 東伯郡八橋町八橋 小綿寅雄
同 同 223 同 米穀、麥穀 八頭郡隼村見櫻中 隼村農業協同組合

◇鳥取縣告示第四百九號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう
に仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
建築主の住所氏名 米子市西町

建築物の位置 米子市明治町四七番地
米子市長 野坂 寛治

建築物の用途 引揚者宿泊所
構造 木造 楊葺 平家建 二棟

規模 建築面積 四二、九三平方米
突出する部分四二、九三同

許可條件
この建築物の存續期間は都市計画事業実施迄とす

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にて、この建築物を除却すること。

◇鳥取縣告示第四百十號
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう
に仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十三年八月二十七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
建築主の住所氏名 米子市角盤町三丁目一七五番地
富田 賢治

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にて、この建築物を除却すること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にて、この建築物を除却すること。

00815

うに仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十三年八月二十七日

建築物の位置 米子市角盤町三丁目一七五番地
用途 自轉車修理作業場

同 権造 木造 榎葺 平家建

規模 建築面積 一一、三八平方米
突出せる部分一一、三八同

許可條件

一、この建築物の存續期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の
條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた
る事項を守る義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第四百十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに許可條件の届出すること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の
届出すること。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた
る事項を守る義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第四百十二號
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の住所氏名 米子市尾高町一一九

太平土建株式会社米子支店長

石 原 薫

一、建築物の位置 米子市角盤町三丁目一二四番地
一、同 用途 自動車仮置場
一、同 構造 木造 平家建
一、同 規模 建築面積 二六、五平方米
突出する部分 八、六同

一、許可條件

一、この建築物の存續期間は都市計画事業実施迄とす

昭和二十三年八月二十七日印刷 鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
昭和二十三年八月二十七日發行 印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町 取 總

ること。

一、前号の事業実施の場合は、事業者の指定する期間
内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件を
増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた
る事項を守る義務を負ふ。

正誤

昭和二十三年八月十日付第千九百三十三號發行の縣公報
登載鳥取縣告示第三百六十七號四行目「所轄保健所を經
由し申告するものとする」とすること」を「所轄保健所を經由し
申告するものとする」に正誤する。